

県庁外来駐車場を利用される方へ

利用時間

- 平日 8時から19時10分まで
(入場は18時まで)
- 土・日・祝日 8時から18時10分まで
(入場は18時まで)

※土・日・祝日は、県立図書館の臨時駐車場として運用しています。

利用料金

1時間につき100円 ※

※ 県庁への用務のためにご利用の場合は、所定の手続きにより、1時間又は全額が無料になります。
手続きの方法については次のとおりです。

1. 県庁での用務時間のうち、1時間無料となる場合

- ① 駐車券を、県庁舎1階に設置している「割引認証機」にお通しください。
※「割引認証機」設置場所は別紙のとおり
- ② 精算機に①の処理が済んだ駐車券を挿入し(不足分の駐車場使用料があればお支払いください)、出場してください。

2. 県庁での用務時間のうち、全額無料となる場合

- ① 県庁内用務先の課(室)職員に駐車券と身体障害者手帳等を提示いただき、所要時間無料の対象となる旨をお伝えください。
注意! 上記の申し出が無い場合、無料にはなりません。
- ② 用務先の課(室)職員が、確認の上、駐車券に課名を押印します。
- ③ 押印された駐車券を、県庁舎1階東側の守衛(又は地下1階守衛)へ提示してください。(認証処理を行います。)
- ④ 精算機に③の処理が済んだ駐車券を挿入し、出場してください。

(全額無料の対象となる場合)

- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証をお持ちの方、又は、同伴の介護者が自動車を駐車するとき
- ・ 国、又は地方公共団体公用車を駐車するとき
- ・ 県が主催する委員会の委員等が、委員会に出席するために自動車を駐車するとき

【別紙】県庁舎1階 割引認証機(1時間割引)設置場所



〈注意〉

左隣の「事前精算機」は、「割引認証機」に駐車券をお通しいただいた後に、ご利用ください。